

第5回 千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会 議事概要

開催日時 令和元年8月23日(金) 14時00分～16時00分

場所 千葉県弁護士会館4階大会議室1

参加者 協議会委員21名(欠席1名)、オブザーバー4名、事務局職員3名

<配付資料>

- ・ 次第
- ・ 第5回協議会出席者名簿
- ・ 座席表
- ・ 資料1 概要及びスケジュール
- ・ 資料2 啓発フォーラムの実施結果について
- ・ 資料3 ケース会議(第4回目までの概要)
- ・ 資料4 更生支援の視点から、対象者に何ができるか
- ・ 千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会設置要綱
- ・ 千葉県再犯防止に向けた更生支援推進協議会委員名簿

2. 議題

(1) 啓発フォーラムの開催結果について

資料2により、事務局から説明。また、参加した委員からの意見及び感想は以下のとおり。

【洪沢委員(中核地域生活支援センター)】

このフォーラムは毎年行っている中核地域生活支援センターの大会の位置づけと抱き合わせで行わせていただいた。参加者のほとんどが福祉関係者だったが、再犯のことを考える良い機会だったと思う。また、司法の関係者も多く参加しており、両者の距離が近づいたような感じがしてとても良かった。

【村木委員(千葉保護観察所)】

保護観察を受ける人で福祉が必要な方が増えてきている状況であり、関われる期間を越えて地域社会の中で生活していく上でどのような支援をしていったら再犯が防げるのかという観点から、司法関係者と福祉関係者が一堂に会して、話を聞き、考えることができる非常にいい機会になったと考えている。

普段は個別のケースの課題に応じて福祉関係者と協議等をすることはあるが、全体の構造をフォーラムという形で聞くことにより、一層福祉について理解が深まり、今後の支援について考える上での整理になった。

【森委員(千葉地方検察庁)】

後藤教授の講演を聴く参加者の反応を見ていると「そういう考え方なのか」と驚いているような雰囲気伝わってきて、このように再犯防止についての正しい見方が広がっていけば非常によいと思った。また、各資料にはそれぞれの立場の課題をストレートに出して情報発信を行っており、このようなところに関心を持ってもらえる大変よい機会だったと思う。

【齊木委員代理(千葉県警察本部生活安全部生活安全総務課)】

警察内部の各課に応じた再犯防止という視点でどういったアプローチをしていけばよいかという点で大変参考になった。

【藤代委員（一般社団法人ひまわり会）】

高齢者で更生保護施設の委託期間が満了になった後、就労先がなく居場所がない方の処遇をどうするのか。

【岸委員（地域生活定着支援センター）】

自立支援ホームに入所された方の状態に応じて、高齢者の施設や支援付きのアパート等に送り出している。その中で福祉に繋がれば再犯をした人はいないが、元気な方で要介護認定が出ず、福祉の支援に繋がらなかつたりすると再犯になってしまうことがある。ただ、そうなった場合は、次に会った時に別の方法を考えて支援をすると2度目はうまくいったりする。

【萩原委員（更生保護法人千葉県婦性会）】

福祉につなげるときに中核地域生活支援センターから地域の支援についての情報を得ながら協力してやっていきたい。

【村上委員（千葉県保護司会連合会）】

保護観察を行う中で、中核地域生活支援センターと就労支援事業者機構、ハローワークとの連携はこれから密にしていくべきだと感じている。

【早川委員（NPO法人千葉県就労支援事業者機構）】

仕事に就いて社会人として立ち直るといのが犯罪をなくすための大前提だと思っているが、それでも立ち直れなかった人をどう支援するかは福祉の視点から見ていく必要があると思う。

【石川委員（一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会）】

刑務所から出所する人の社会復帰の手伝いとして、いかに部屋を提供できるかを考えた時にネックになるのが大家に対する告知義務であるが、中核地域生活支援センターや地域生活定着支援センターが間に入ることによって大家を説得する説明材料になる。

中核地域生活支援センターや地域生活定着支援センターとやり取りすれば犯罪を犯した人の居住地の確保の問題が一步前に進めるという風を感じた。

【後藤委員長】

何かを決めるときに当事者の声を聴くことがとても大事で、常に当事者を中心とした議論ができればと思っている。

また、支援という言葉を使ったとたんに権力関係になるという話を聞き、支援という言葉を使うか使わないかを選択することはとても大事だと感じた。支援という言葉の代わりに「隣にいる人」や「寄り添う人」等と言い換えることや、支援ではない手の差し伸べ方を考えていきたいと思った。

(2) 少年の立ち直り支援活動に関する協定について

千葉少年鑑別所から説明。(意見なし)

(3) 生活支援調整関係機関会議（ケース会議）について

資料3により、事務局から説明。主な質疑応答及び意見は以下のとおり。(資料3については、会議後回収)

【洪沢委員（中核地域生活支援センター）】

モデル事業の間は中核地域生活支援センターが関わっていくが、モデル事業が終わった後

はどうするのか追々整理する必要があると思った。

【随行者（千葉刑務所）】

モデル事業が始まる以前より、各区域の中核地域生活支援センターと連携して支援を行ってきたが、今までは各福祉関係機関や行政機関、各区域の中核地域生活支援センターにピンポイントで協力依頼をするというやり方をしていた。しかし、複合的な課題があり、長期の支援を要する場合には一つの機関では解決できないため、まず渋沢委員に相談し適切な関係機関に横断的に繋いでいただけたことが良かった。

また、支援対象者の家族へのアプローチを中核地域生活支援センターに仲介して頂くことで、帰住先の家族の受入れ態勢を確認して頂けることが大変助かっている。

問題点としてはモデル事業が終わった後も継続して頂けるかどうか。

【浅井委員（千葉市地域福祉課）】

矯正施設に入っている人は自ら人に相談をすることができない人が多いと聞かすが、入所者の相談はどういう体制で聞いているのか。

【五十嵐委員（船橋市地域福祉課）】

船橋市は生活困窮者自立支援が主な目的だが、複合的な課題に対応する総合相談窓口、障がい者を専門にした相談窓口及び高齢者を対象にした包括支援センターがあり、それぞれを所管している課がちがう。今行っているモデル事業が市に降りてきたとき、具体的にどこが音頭を取っていくのかというところに課題を感じている。

再犯防止に係る相談事業をやるにあたっては、矯正施設等に入所中の段階から関係性を築く等の体制が必要であり、体制構築に向けて勉強していきたいと考えている。

【鈴木委員代理（柏市社会福祉課）】

柏市は、福祉の総合相談と生活困窮者自立支援事業を合わせて、「地域生活支援センター」を設置しており、いただく相談の中には犯罪をした人からのものも含まれているものと理解しているが、直接の担当課が異なるため、具体的にどのような支援が行われているのか、社会福祉課として把握しきれていない。

このため、今後、計画づくりや支援体制づくりをするためには、市の内部でさらに検討を要すると感じている。

【オブザーバー（東京矯正管区）】

浅井委員から質問があったコミュニケーションの訓練状況について、少年院も刑務所もソーシャルスキルトレーニングが様々な形で取り入れられている。困難場面を想定してその際にどんな対応をすればいいのかという訓練を就労支援指導の中で、又、高齢者については福祉制度を理解してもらい人への相談の在り方、いかに社会で適格的に生きていくかを探ってもらうための社会復帰支援プログラムの中で実施している。

少年院については出院後も本人や家族、雇用主が担当教官に相談できる制度が設けられている。また、雇用主から少年鑑別所（法務少年支援センター）に相談し対応の問題点を探る、あるいは本人に来てもらい心理的なサポートをする仕組みも設けている。

少年院や刑務所に常勤の福祉専門官（社会福祉士や精神保健福祉士）や非常勤の社会福祉

士等を配置し、入所中に必要な福祉サービスへのつなぎや地域生活定着支援センターとの連絡調整窓口を担っている。

【後藤委員長】

刑務所や少年院に社会福祉士等が配置されていることによって、地域の社会福祉の関係者は受刑者や在院者とのやり取りよりも、刑務所や少年院の社会福祉士等とのやり取りが中心となっているが、社会の側からのニーズとして、早い段階で役割分担ができないか。

【随行者（千葉刑務所）】

矯正施設の中にいる社会福祉士等だからこそ、受刑者や在院者にどのようなニーズがあるのか把握できる。また、出所や出院すればニーズは変わるため、地域での生活に合わせて支援を適宜調整していくのが地域の社会福祉士等の役割だと思う。

矯正施設の社会福祉士等が、利用する社会資源を整理したうえで、地域の社会福祉士等にバトンタッチをすべき。初めから地域の社会福祉士等が介入するのは、法律や制度等の様々な壁があるため難しいと思う。

【眞部委員（八街少年院）】

支援会議等を行う場合には、在院中の段階から関係者を集めて出院後の支援について調整している。

少年施設の場合の社会福祉士は、第一義的に保護者のもとに帰ることを調整するため、最終的にどこにも行き場のなかった場合に、出院後の行き場の調整が遅れてしまうことがある。そのため、地域生活定着支援センター等と連携して早い段階で福祉につなぐことができないかということが課題と感じている。ケース会議などを通して関係機関や自治体に声掛けをしていきたい。

【村木委員（保護観察所）】

在院中にケース協議を行った事例で、少年院、保護観察所、地元の中核地域生活支援センター、地元の自治体職員及び本人の父親で協議を実施した。

地元の中核地域生活支援センターや自治体職員が入り、出院後にどう指導をしていくのか一緒に協議することによって福祉側としても指導の方針が明確化され、早いうちからつなげていく効用を感じた。

参加していた本人の父親は、関係機関が集まって協議をする様子を見て、今後もこのような会議を開催してもらいたいし、モデル事業にも参加していきたいと話があった。多くの機関が集まり協議をしていき、そこに家族に入っただくことで家族自身へのケアにもなると感じた。

(4) 各関係機関における支援等の切れ目について

資料4により、事務局から説明。

各関係機関の更生保護の視点から、対象者にできることについて、後日文書により照会し事務局で取りまとめを行う。

(5) その他

後藤委員長から資料提供及び説明があった。

また、参加した委員からの本日の感想及び意見等は以下のとおり。

【細井委員（千葉県医師会）】

高齢で就労不可の人の住居や介護施設の話が出たが、犯罪をする人は総じて自立度が高く、入所できる施設がかなり限られている。費用も高いため、生保で入所することも困難ではないかと思う。

医療機関の立場から更生支援の視点で対象者にできることといえば、治療が難しい方の介護保険の意見書や精神の診断書の発行など、支援に必要な役割を担えるのではないかと思う。

【安井委員（千葉県弁護士会）】

更生支援では、個々の弁護士が被疑者等に対して気づきの視点を持つことが必要だが、普段弁護活動で関わっている被告等がその後どういう経過を辿って、どんな機関が関わっていくのか、もっと情報を広めて知ってもらおうというのが会全体で必要と考える。また、単につながりだけではなく本人との信頼関係や持っている情報が支援の中で役立つ場面や、本人が出所・出院するために必要な法的な手続きで協力できると思うため、弁護士会として更生支援の標準的な仕組みを改めて検討する必要があると感じた。

【岸委員（地域生活定着支援センター）】

本協議会の委員のメンバーに児童相談所も含めたらどうか。

【後藤委員長】

オブザーバーでもいいので、時々参加してもらえるかどうかは事務局と相談して今後検討していきたい。

（了）